

茂原市債権管理条例（案）の概要について

- 当市では、税及び税以外の未収金の縮減を図るとともに、市民負担の公平性を確保するため、「茂原市債権管理条例」を制定し、債権管理の適正化を図ります。

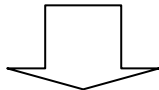
（背景）

●負担の公平性の確保

市税、使用料など履行期限までに誠実に納付をいただいている市民等の不公平感の解消

●より一層の債権管理の適正化

- ・債権管理に適用される法令については、地方自治法や地方自治法施行令等に規定されていますが、各債権により適用される条文が異なります。このことが、法令の解釈を複雑にし、債権を管理する上で支障になっています。
- ・私債権について、時効期間の経過と債務者の時効の援用がなければ、当該私債権は消滅しないため、債権を延々管理しなければならない事態が生じています。



市の債権の管理に関する事務処理について、一般的な基準、また必要な事項を定めて、債権管理の適正を期することを目的とした条例を制定します。

茂原市債権管理条例（案）概要

1 目的

この条例は、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期するため制定します。

2 対象債権

市の保有する全ての金銭債権を対象とします。なお、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権以外の債権を私債権等と定めています。（表1 債権の分類より）

（解説）

債権は、発生原因により、公債権と私債権に分類されます。

（1）公債権

例えば市税は、地方税法に基づく行政処分（賦課処分）により発生します。このように、公法上の原因に基づいて発生する債権を公債権といいます。

さらに、滞納処分規定の有無により、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

（2）私債権

市営住宅使用料などは、双方の合意（賃貸借契約）により発生します。このように、

私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権といいます。

このように、市の債権は大きく3分類することができ、それぞれ適用される法令が異なるため、債権管理の方法も異なります。

3 督促

市の債権について、履行期限までに履行しないときは、期限を指定して督促を行います。

(解説)

「督促」とは、債務者が履行期限までに債務を履行しない場合に、履行を催告する行為をいいます。

督促は、滞納債権への対応の第1歩であり、督促をしたことにより次のステップに進むことができる重要な行為であるため、法令に従って督促を行います。

4 滞納処分、強制執行等

督促をしても履行されない場合は、法令に基づき、納付資力を見極めた上で次のような措置を行います。

(1) 強制徴収公債権

徴収猶予、財産の差押、滞納処分の執行停止など（地方税の滞納処分の例による）

(2) 私債権等

履行延期の特約等、強制執行など

(解説)

市の私債権等について、督促してもなお履行されない場合は、①担保権の実行、②強制執行、③訴訟手続き等による履行の請求がされます。ただし、徴収停止や履行延期の特約等の措置をとったときは、①～③による請求は行われません。

○担保権の実行とは

担保の提供されている債権又は保証人の保証がある債権については、当該債権の内容に従って、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権実行の手続きをとり、又は保証人に対して請求すること。

○強制執行とは

債務名義のある債権について、強制執行の手続きをとること。この債務名義には、③の訴訟手続き等による履行の請求により取得した債務名義が含まれます。

※債務名義とは、債務の存在を公に証明した文書で、例えば確定した判決、仮執行宣言の付いた判決、仮執行宣言の付いた支払督促等をいいます。（判決、調停調書、和解調書等）

○徴収停止又は履行延期の特約等の措置とは

「徴収停止」とは、法人が事業を休止したり、債務者が所在不明になった場合等、当該債

権の取り立てをしないことをいいます。「履行延期の特約」とは、債務者が生活困窮等の理由により履行期限を延長することをいいます。

5 債権の放棄

市の私債権について、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがないときに、債権放棄できることを規定します。

(解説)

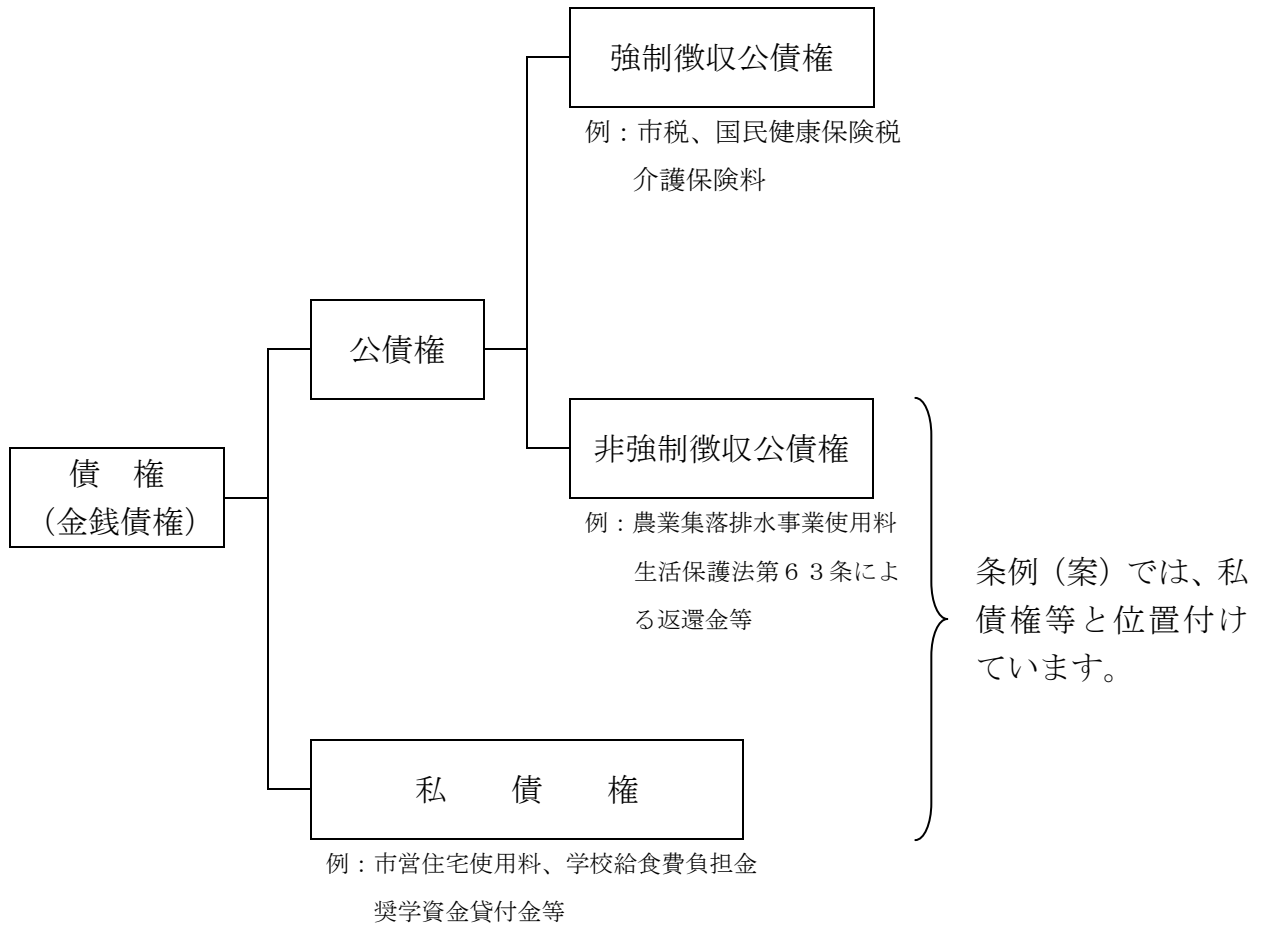
債権が消滅時効にかかったとき、債務者が著しい生活困窮状態であるとき、破産法により免責を受けたとき、債務者が行方不明などの場合等、事実上、債務の履行が不可能なときに、当該債権を放棄できることとします。ただし、市の財産であるため、安易な債権の放棄は行わないものとします。

なお、債権の放棄を行った場合には、議会に報告することとします。

以下の事項に該当する場合は、債権を放棄できるものとします。

- (1) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難と認められるとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、市に弁済がないと見込まれるとき。
- (4) 破産法の規定により、債務者が市の債権について免責されたとき。
- (5) 債務者が死亡、行方不明等により、徴収の見込みがないと見込まれるとき。
- (6) 強制執行の措置をとっても、なお完全に回収できず、債務者が無資力のとき。
- (7) 徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過しても履行される見込みのないとき。

(表1 債権の分類)



①強制徴収公債権

(地方税の滞納処分〈差押、公売等〉の例により強制徴収ができるもの)

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水事業分担金 など

②非強制徴収公債権

(支払督促や訴訟手続きなどにより債権回収が可能)

農業集落排水事業使用料、生活保護法第63条による返還金 など

③私債権

(支払督促や訴訟手続きなどにより債権回収が可能)

住宅使用料、奨学資金貸付金、給食費負担金、学童保育利用料
交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付金 など

※支払督促とは

支払督促は、債権者の申立てに基づいて、裁判所書記官が債務者に金銭の支払いを命じる制度で、確定すると、判決と同様に強制執行を行うことができます。